

重点分野雇用創造事業（地域人材育成事業）

「IT産業の多様なニーズに対応する人材育成事業」

公募要領

（提案依頼書および業務仕様書）

平成22年5月7日

那覇市経済観光部商工農水課
企業立地雇用対策室

1. 事業名称

IT産業の多様なニーズに対応する人材育成事業（以下、同事業という）

（事業スキーム：厚生労働省「重点分野雇用創造事業（地域人材育成事業）」）

2. 目的

情報関連産業は沖縄県および那覇市における重点産業のひとつである。なかでも那覇市においては昨今の同産業の集積は著しく、業界の人材ニーズはその職種多様化とともに増加の一途をたどっている。これに対応すべく当市では、平成17～18年度に「情報通信関連産業人材育成事業（厚生労働省：地域提案型雇用創造促進事業）」並びに、平成19～21年度の「沖縄IT産業のニーズに対応するゴール（就職先）の見える人材育成事業（厚生労働省：地域雇用創造推進事業）」に積極的にかかわり、失業中の（就労を目指す）住民を育成し就労の支援を効果的にすすめるための取り組みとして可能な限りの“マッチング”を推進してきた。

今般の同事業では、失業中の住民はもとより、不況の中いまだ就職先の決定していない大学や専門学校卒業生等を対象として、那覇市内を中心としたIT業界に効果的な就労と定着を促すものである。

3. 特徴

本事業は「沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例補助金交付要綱」第3条（交付の対象）における「地域人材育成事業」のスキームに基づき委託するものである。

昨今、企業において就労を促進できない事由として次のようなことが考えられている。第一に一昨年のリーマンショックに端を発し金融危機に由来する“大不況”。次に入社させてからの人件費や研修等にかかわる“人材に対する投資”ができないこと。さらに、求人する側（企業）と就労を目指す側（失業者または就職活動中の学生）の“ミスマッチ”を回避できる仕組みが地域に確立されていないこと。などがあげられる。

同事業の最大の特徴は、研修を施す当初から雇用契約を結び、一定期間および一定基準の賃金を給付することで、即戦力育成に必要な中期にわたる研修期間中の生活保障を確保すること、ならびに研修にかかわる諸々の費用を一定程度保証することより、先述の“人材に対する投資”を行なうことである。

また、実施する研修のカリキュラムやしくみの工夫により、一定の研修期間を通して、実践スキルやモチベーションを身につけることが可能になるため、多様なIT産業の職種ニーズに対して、これまでの最大の課題であった“ミスマッチ”を解消することで適材適職による“就労&定着”につながることが期待できる。

4. 応募資格

那覇市において主たる事業拠点を持ち（当市に納税義務を有する）、情報関連産業を営む法人または複数法人によるコンソーシアム(但し、代表法人への委託)で、那覇市を中心とした求職者に対し、直接雇用または那覇市内を中心とするIT業界に対し十分に雇用を促進で

きる者。また第3項に掲げる“多様なIT産業の職種ニーズ”に可能な限り対応できる人材育成を効果的に進めることができる者。

5. 委託業務内容（仕様）

1) 労働者の雇用

3. に述べた「地域人材育成事業」の主旨に基づき、受託予定の法人またはコンソーシアム（以下、「受託者」という）は提案内容に記載された相応の求職者を新規に雇い入れることとする。

2) 研修の実施

受託者は受託者に就業するために必要な知識・技術を習得させるための研修を実施すること。また、新たに雇用した失業者に対し、職場での実務経験を積むOJTや職場外で講義等の研修を受講するOff-JTなどの方式を組み合わせによる人材育成計画を策定し、これに基づいた人材育成を施すこと。

6. 労働者の雇用要件および人件費（賃金等）について

1) 労働者の募集

幅広い層の求職者等に雇用機会を与える観点から、特定の失業者のみを対象とした事業とならないようにするため、受託者は本事業において新規雇用する予定の労働者の募集に当たっては、公共職業安定所への求人の申込みのほか、文章による募集、直接募集においても募集の公開を図るものとする。

2) 労働者の雇用期間

本事業における新規雇用する労働者の雇用期間は、6ヶ月以上で業務委託予定期間以内とし、本事業における人件費補填期間後は、原則として受託者負担にて1年以上の有期雇用契約を締結するものとする。その際、期間の定めない雇用契約（いわゆる正社員）についてはなお良いものとする。ただし、受託者における事業の性質上、従事する労働者と1年間の雇用契約を締結することが適当でないと認められる場合には、必要に応じて、6ヶ月以上1年未満の雇用期間についても認めるものとする。

3) 失業者または求職者であることの確認

労働者を新規雇用する際に、本人に失業者または求職者であるか否かの確認を行うものであること。なお、確認方法については、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者または求職者であることを証明できるものの提示を求めること等によることとする。

4) 賃金

本事業に新規雇用する労働者を対象に賃金相当額を支給するものとする。賃金の単価は国や当市等の地方公共団体、民間団体等の水準を参考に業務の内容に応じて常識を超えない範囲で当市担当部署と調整の上、決定するものとする。また、時間外勤務手当、住宅手当、期末手当、勤勉手当、退職金引当金等は対象としない。

5) 社会保険料

本事業に従事する労働者に必要な社会保険料を対象に支給する。なお料率は平成22年5月現在のもので、法令により都度改定するものとする。

①健康保険料	0.04665
②介護保険料（必要な場合のみ）	0.0075
③児童手当（必要な場合のみ）	0.0013
④厚生年金保険料	0.07852
⑤雇用保険料	0.0095
⑥労災保険料	0.003
⑦石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金	0.00005

7. 業務委託予定期間

平成22年6月1日～平成23年3月31日

ただし、労働者の雇い入れに関する事項等、要件や本事業の主旨・スキームに反すると認められた場合は契約を解除する。

8. 実施スケジュール（概要）

本事業の実施スケジュールは概ね次にしたがって実施するものとする。なお受託者の都合により変更を要する場合は、当市と調整、承認後変更してよいものとする。

平成22年6月1日（予定）	・契約
6月1日～末日までに	・研修計画および研修カリキュラムの策定、承認 ・求職者の募集 ・受講テキストの作成
7月～	・労働者の新規雇用開始 ・研修計画にもとづく研修の実施
平成23年3月20日ごろ	・事業成果報告

9. 予算限度額について

本事業における予算総額（上限）は215,167,000円（消費税込額）とし、下記の内訳を参考に決定すること。ただし何れの場合においても人件費は予算総額の2分の1以上とし、さらに研修にかかる必要は残りの5分の3以上としなければならない。

1) 人件費（賃金充当費＋社会保険料）

新規雇用者の数を概ね104名分とし1人あたり月額150,000円×6ヶ月を支払うものとする。なお賃金額の決定については第6項4)を留意しつつ、受託者における賃金補填後の正規雇用時の賃金体系をかんがみ、馴染まない水準にならないよう留意すること。ただし何れの場合においても104名を下回ってはならない。

参考) 150,000円×0.14402(社会保険料率)×104名×6ヶ月=107,080,272円(税抜き)

2) 研修費

総額より人件費を差し引いたのこりの額の5分の3以上とする。また本事業における研修費は例として次のようなものである。

①研修機関におけるO f f－J Tの場合

研修機関の入学金（入学金、登録料、研修機関への入学試験受験料）、授業料（口座受講料、実習費、補講費）、教科書代や教材費、検定試験受験料、研修機関に通うための交通費、通信制講座の受講に必要な通信費、受講に係る宿泊費（泊まり込みの研修）、研修機関より貸与されるパソコン等の機材レンタル費 等。

②受託者自ら行うO f f－J Tの場合

外部講師謝金、旅費、教科書代や教材費、研修に必要な資材に係る費用 等。

③受託者でのO J Tの場合

既存の従業員が指導にあたる間の当該従業員の賃金、新規雇用失業者がO J Tで使用する資材に係る費用、ユニフォーム代 等。

3) その他の事業費

人件費および研修費以外の事業を推進するために必要な経費をいう。ただし50万円以上の財産取得は認めない。なお、新規雇用者の研修に必要なパソコン等の機器については、原則リースまたはレンタル等で対応すること。

10. 提案のしかたについて

1) 公募期間

平成22年5月11日(火)～平成22年5月19日(水)

2) 提出期限

平成22年5月19日(水) 午後5時必着(郵送の場合も同様とする)。

別紙提案様式に従い、下記に挙げる提出に必要な書類を正本1部（法人印押印）、副本6部提出すること。ただし正副ともにホッチキス止めはせず、クリップ止めとすること。なおメールによる提出は受け付けない。

◆提出書類

①提案申請書および提案様式

②登記簿謄本（正本で発行3ヶ月以内のもの）

③定款（写し）

④市税完納証明書

⑤会社概要（事業内容が分かるもの。パンフレットでも可）

◆提出窓口：那覇市経済観光部商工農水課企業立地雇用対策室

住所：那覇市銘苅 2-3-1

Tel 098-951-3209 担当：宮城(40355YASU@neo.city.naha.okinawa.jp)

3) 提案時の留意点

提案様式に従って提案内容を記載するが、次の点については必要最低限記載するものとする。

①予定される事業費および人件費

②本事業において新規採用する予定の失業者（求職者）の数

③本事業において新規雇用する予定の労働者の雇用、就業期間

④本事業において新規雇用する予定の労働者の募集方法

11. 公募説明会について

1) 日時

平成22年5月11日(火) 午後2時～3時

2) 場所

那覇市役所新都心銘苅庁舎 2F IT会議室 住所：那覇市銘苅 2-3-1

なお、公募説明会に出席の際は、会社名、人数を記入の上、第10項の窓口担当にメールにて申込むこと。

12. 選考について

本事業における審査委員会による委託予定企業の選定結果の合否を5月末までに通知する。ただし、後日詳細打合せの内容等により委託予定企業に対し必ずしも委託契約するとは限らない。

13. 選考までの流れ

1)一次選考(書類による選考)

平成22年5月21日(金)予定

↓

通過者にのみ連絡

平成22年5月21日(金)午後5時迄に

↓

2)最終選考(プレゼンテーションによる選考)

平成22年5月25日(火)

↓

合格者にのみ連絡

平成22年5月末日迄に

14. プレゼンテーションについて

1)実施日時

平成22年5月25日(火) 午後(予定)

なお、それぞれの最終選考出席者に対し、プレゼン開始時間は別途連絡する。

2)実施場所

那覇市 IT 創造館 2F 大会議室 住所：那覇市銘苅2-3-6 (予定)

3)プレゼン方法について

最終選考出席者によるプレゼン10～15分程度、審査委員の質疑10～15分程度とする(詳細は当日説明)。なお、プレゼン内容は提出された提案書に基づき補足して行なうもので、当日の内容変更は認めない。

15. 質問について

公募開始日より提案書提出日までの問い合わせについては下記まで連絡すること。但しメールによる質問のみとする。

◆那覇市経済観光部商工農水課企業立地雇用対策室

住所：那覇市銘苅2-3-1

Tel 098-951-3209 担当：宮城(40355yasu@neo.city.naha.okinawa.jp)

16. その他の留意事項

1) 契約および支払いについて

後日、通知する。

2) テキスト等の著作権について

原則、作成した法人(またはコンソーシアム)に帰属するが、那覇市が主催して行なう人材育成事業において使用する場合に限り、転用して使用してもよいものとする。その他の利用に関する事項については両者協議の上、定めることとする。

以 上